

区長（区担当理事）からの意見

戦略1 - 1 確かな学力の確立

- ・小中一貫した教育については、仕組みとして推奨しているが、校長の考えにより各校の取組度合いが異なっている。各校のコーディネーターの教員に研修を行うだけでなく、校長をマネジメントし取組を評価する仕組みが必要だ。また、目的は確かな学力の向上にあるはずで、単なる交流ではなく、学校の課題解決の方策に落とし込むべきだと考える。
- ・土曜授業については、効果的に学力の向上を図るため、実施日数及び内容の充実について、十分な検討をする必要がある。
- ・土曜授業については、当区では、実施回数が年3～6回にとどまっている。これは、校長に横並び意識があることや、「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」により休日の振替に制限があり、夏休みに振り替えることができないことなどが考えられる。また、実施内容についても、学力向上の取組よりもイベント系の取組が多く、保護者の土曜授業のイメージが授業や補習であるのに対して、その期待に応えられていない。また、中学校については、年3回程度にとどまるのは部活動の関係もあるからであり、スポーツ大会を整理しなければ、回数を増やすのは困難だと考える。
- ・学校図書館の開放については、児童の読書環境の更なる充実や、放課後等の自習スペースとしての活用も視野に、放課後、休日、長期休暇時の開放について積極的に検討すべきと考える。
- ・図書館支援ボランティアの増員については、教育委員会が募集を担うのではなく、校長が学校の情報を公開し、「学校元気アップ地域本部」事業に、いかに力を入れるかにかかっていると考える。
- ・外国語教育については、グローバル化の進展が著しい今日の情勢を踏まえ、小学校の低学年よりネイティブスピーカーを活用した英語コミュニケーション能力の育成に取り組み、英語学力の基礎を強化することが重要であると考えます。

戦略1 - 2 豊かな心とすこやかな体の育成

- ・SNS上での犯罪被害の防止も大切である一方、誹謗中傷等の加害者側になることがないよう、道徳教育の強化も大切であると考えます。
- ・いじめ、児童虐待等の防止については、取組をさらに進めるため、スクールソーシャルワーカーの配置について拡大を図るとともに、スクールカウンセラーとの役割分担を明確にし、各々が有効に連携し最大限の効果を上げるよう検討すべきと考える。
- ・防災教育の推進にあたっては、平日の日中における災害について、中学生が地域防災の新たな担い手として大きく期待されることから、各中学校における防災教育の強化が必要である。

- ・中学校における食育の推進については、バランスの取れた食事をしていない生徒の割合が約 10%になっているところをもっと問題視し、中学校給食を強力に推進しなければならない。

戦略 1 - 3 一人ひとりのニーズに応じた教育の提供

- ・25 年度から区の事業として開始した「発達障がいサポート事業」については、その充実を図るため、専門的知識を持つ優秀なサポート要員の確保が必要である。

戦略 2 - 1 教職員の資質・能力の向上と学校の組織力の向上

- ・研修の前に意欲と能力のある教員を採用し、新規採用教員の質を確保する必要がある。
- ・公募校長については、着任前にさらなる研修の強化充実を図るようにすべきと考える。
- ・全国調査の成績データなどは、全部公開すべきだ。積極的な情報公開を掲げる教育振興基本計画や、教育委員会の原則公開という方針を各校が実施するよう教育委員会事務局はチェックすべきだと考える。
- ・校務の ICT 化は当然だが、一部の校長が ICT を活用できていない。また、非常勤講師など一部の職員がパソコン機器を使用可能であるにも関わらず利用頻度が低い実態にあり、校長がメールで済ませようとしても全員に伝わらないため、予定を黒板にいちいち書き出しているなど、効率化が徹底できていないと考える。

戦略 3 - 1 学校・家庭・地域等の連携の推進

- ・「学校元気アップ地域本部」事業の充実については、和田中の藤原校長のように、校長が学校の情報をきちんと公開し、生徒のため地域・保護者の力を学校に呼び込もうとすることと考える。
- ・学校協議会の円滑な運営については、区役所とより一層積極的に連携するとともに、学校協議会会長のリーダーシップの下で学校協議会が有効に機能するよう、学校園を指導・調整すべきだと考える。
- ・学校協議会の適正な運営について、校長が評価される場を校長が実質的に設定・運営するのは不適切であり、学校協議会委員が自律運営できるよう研修を行うなど、教育委員会と区役所で取り組むべきだと考える。
- ・学校活性化条例に基づき、区長は学校協議会の委員の人選について意見を述べ、学校協議会が適正に運営されるよう補佐することとなっているが、学校協議会運営規則には、区長による運営の補佐については定めがない。区長の権限を同規則に明記するなど、適正な運営を補佐するための条件整備が必要である。